

## はじめに

情報メディアセンター長 岩田 員典

愛知大学情報メディアセンター紀要COM45号を無事発刊できたことに対しまして、投稿していただいた執筆者の方々をはじめ、編集委員や発刊に関わっていただいた方々にお礼を申し上げます。今号も4件の投稿をいただきました。多くの方々にご愛読いただければ幸いです。

さて、近年は情報機器の発展によって、個人にまつわる様々な情報をコンピュータやスマートフォンなどに保存して管理することが当たり前となっています。そのような状況において個人情報の取り扱いに関して衝撃となる事件が昨年12月に発覚しました。ニュースなどでも大きく報道されたため、ご存じの方も多いかと思いますが、神奈川県庁が使っていたファイルサーバのHDDが転売されて、そこから多数の個人情報が出ました。

この事件では、神奈川県庁がリースしていたファイルサーバから、リース会社がHDDを取り外し、契約に基づいたHDDの処分を処理会社に委託していました。ところが処理会社の担当者がHDDの一部を持ち出してオークションサイトで転売し、このHDDを購入した人物が復元ツールを利用したところ個人情報が見受けられたというものでした。

米国国立標準技術研究所のGuidelines for Media Sanitization<sup>1</sup>によると、HDDを再利用する場合には少なくとも1回は固定の値（通常は0）を全体に書き込むという消去方法をとるべきだと書かれています。これを行うことで復元ツールによるデータの復元はほぼ不可能になります。また、0を1回ではなく、様々な値（0と1）を数回書き込む方が望ましいとも書かれています<sup>2</sup>。ただし、これはさほど重要なデータを保存しておらず組織内で再利用する場合であり、重要なデータを保存していた場合は物理的に破壊して再利用できなくするべきだとも書かれています。

この事件が起きた原因は様々ありますが、このディスク消去の指針に則ると、まずは処分会社の管理体制が杜撰だったことが挙げられます。データの重要度からして即座に破壊して再利用できなくすべきディスクを、破棄せずに保管していたのが問題だ

---

<sup>1</sup> <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/SpecialPublications/NIST.SP.800-88r1.pdf>

<sup>2</sup> なお、最近のPCでメジャーになっているSSDは仕組みが異なるため、この消去方法では不十分である。

と言えます。また、神奈川県庁も破棄するにあたって簡易な消去しか実施していなかったと報道されています。処分会社に全て任せるのではなく、少なくとも全体に0を書き込む消去方法をとっておくべきでした。その他にも、元々データを保存するときに全体を暗号化して保存するような方式を採用していれば、データの消去が不完全でも復元ツールでデータを取り出すことは出来なかったはずです。もちろん、HDDを無断で持ち出し転売した人物が最も悪いのですが、神奈川県庁が気をつけていれば防げた事態だと言えます。

この事件だけでなく他にも多数の個人情報漏洩が引き起こされています。それらの被害に遭わないためには、他人任せではなく各個人が自身の情報の管理に常に関心を持つことが重要だと言えます。それに関する話題として、今号の投稿の中にも情報インテグレーションによる個人情報漏洩の危険性について書いていただいています。このように今後もCOMを通じて最新の情報技術やセキュリティに関して皆様に情報発信をしていければと思っております。